

**独立行政法人日本学生支援機構奨学金の給付奨学金家計急変採用  
及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて**  
**【令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生対象】**

日本学生支援機構では、上記の災害により家計が急変し、奨学金を希望する学生について、給付奨学金の家計急変採用、及び貸与奨学金の緊急・応急採用の申込みを受け付けています。

希望する学生は、基準等の詳細について個別に対応しますので、大学事務局まで申し出てください。

**■災害救助法適用地域**

**【新潟県】**

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町（法適用日：令和6年1月1日）

**【富山県】**

富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町（法適用日：令和6年1月1日）

**【石川県】**

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町（法適用日：令和6年1月1日）

**【福井県】**

福井市、あわら市、坂井市（法適用日：令和6年1月1日）

※上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭った者についても、適用地域に準じて取扱います。

**■JASSO災害支援金**

学生又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は日本学生支援機構ホームページでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>